

さいたま地方法務局川越支局の町名地番変更について

地方自治法第260条第1項の規定による町の区域及び町名変更に伴い、当局川越支局の所在地の名称及び地番が下記のとおり変更となりますので、お知らせいたします。なお、庁舎は移転しないことを申し添えます。

記

- 1 変 更 前 〒350-1118
川越市大字豊田本277番地3
電話：049（243）3824
- 2 変 更 後 〒350-1118
川越市豊田本1丁目19番地8
電話：049（243）3824
（※郵便番号と電話番号は変更ありません。）
- 3 実 施 日 平成29年3月6日（月）